

議案第 7 3 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 調布市長 林 明 裕

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、提案するものであります。

権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

保護開始援助金返還金

2 債務者

4 人

3 放棄する債権額

41,000 円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における10年の時効期間（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第167条第1項）又は5年の時効期間（民法第166条第1項第1号）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であること。

(参考)

放棄対象債権内訳表

番号	債権額	貸付期間
1	8,000円	平成26年6月11日～同月25日、平成26年6月12日～同月25日
2	10,000円	平成27年9月8日～同月17日
3	13,000円	令和2年5月29日～同年6月12日
4	10,000円	令和3年2月9日～同月16日